

2. 消費者教育の推進に関する法律

(平成 24 年 8 月 22 日法律第 61 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 基本方針等 (第 9 条・第 10 条)
- 第 3 章 基本的施策 (第 11 条—第 18 条)
- 第 4 章 消費者教育推進会議等 (第 19 条・第 20 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

(基本理念)

第 3 条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第 9 条第 2 項第 3 号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情

勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターをいう。第13条第2項及び第20条第1項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(消費者団体の努力)

第6条 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

第7条 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第9条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第4章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
 - (2) 消費者教育の推進の内容に関する事項
 - (3) 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
 - (4) その他消費者教育の推進に関する重要事項
- 3 基本方針は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条第1項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第4項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
 - 8 第4項から第6項までの規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県消費者教育推進計画等)
- 第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第20条第2項第2号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第20条第2項第2号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第20条第1項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
 - 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
 - 6 第3項及び第4項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第3項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

（大学等における消費者教育の推進）

第12条 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第16条第2項において同じ。）において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（地域における消費者教育の推進）

第13条 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下この章において「国民生活センター」という。）は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（事業者及び事業者団体による消費者教育の支援）

第14条 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

（教材の充実等）

第15条 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

(人材の育成等)

第16条 国，地方公共団体及び国民生活センターは，消費者安全法に定める消費生活相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し，消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は，大学等，研究機関，消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し，消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

(調査研究等)

第17条 国及び地方公共団体は，消費者教育に関する調査研究を行う大学，研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ，諸外国の学校における総合的，体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国の内外における消費者教育の内容及び方法に関し，調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

(情報の収集及び提供等)

第18条 国，地方公共団体及び国民生活センターは，学校，地域，家庭，職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について，年齢，障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ，これを収集し，及び提供するよう努めなければならない。

2 国は，消費生活における被害の防止を図るため，年齢，障害の有無その他の消費者の特性を勘案して，その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第4章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

第19条 消費者庁に，消費者教育推進会議を置く。

2 消費者教育推進会議は，次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 消費者教育の総合的，体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

(2) 基本方針に関し，第9条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

3 消費者教育推進会議の委員は，消費者，事業者及び教育関係者，消費者団体，事業者団体その他の関係団体を代表する者，学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうちから，内閣総理大臣が任命する。

4 前2項に定めるもののほか，消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は，政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

第20条 都道府県及び市町村は，その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため，消費者，消費者団体，事業者，事業者団体，教育関係者，消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - (2) 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- 3 前2項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検討)
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成26年6月13日法律第71号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 2 第1条中不当景品類及び不当表示防止法第10条の改正規定及び同法本則に1条を加える改正規定、第2条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第3条及び第7条から第11条までの規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

3. 芦屋市消費者教育推進計画策定委員会

芦屋市消費者教育推進計画策定委員会設置要綱

平成28年3月1日

(設置)

第1条 消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第10条第2項の規定に基づき、芦屋市消費者教育推進計画を策定するため、芦屋市消費者教育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的の達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内で経済活動を行う事業者又は事業者団体関係者
- (3) 消費者行政に関する活動を行う市民又は消費者団体関係者
- (4) 高齢者団体関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 学校教育関係者
- (7) 社会教育関係者
- (8) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、消費者行政に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

委員名簿

役割	氏名	区分	所属・役職等
委員長	うえだ こうじ 上田 孝治	学識経験者	兵庫県弁護士会
副委員長	うえだ くみこ 上田 久美子	市内で経済活動を行う事業者団体関係者	コープこうべ第二地区活動本部地区理事
委員	かわさき かずよ 川崎 和代	消費者行政に関する活動を行う市民	消費者代表
委員	さかくち ただゆき 阪口 忠之	高齢者団体関係者	芦屋市老人クラブ連合会
委員	みに ゆか 三谷 百香	福祉関係者	芦屋市社会福祉協議会事務局主査
委員	たかはし ひろふみ 高橋 裕文	行政関係者	芦屋警察署生活安全課長
委員	あらたに よしお 荒谷 芳生	学校教育関係者	芦屋市役所学校教育課長
委員	ながおか かずみ 長岡 一美	社会教育関係者	芦屋市役所生涯学習課長

4. 芦屋市消費者教育推進計画推進本部

芦屋市消費者教育推進計画推進本部設置要綱

平成27年11月1日

(設置)

第1条 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第10条第2項の規定に基づき、芦屋市消費者教育推進計画を策定し、本市における消費者教育を総合的かつ体系的に推進するため、芦屋市消費者教育推進計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市消費者教育推進計画の策定に関すること。
- (2) 芦屋市消費者教育推進計画の推進及び関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、市民生活部長をもって充て、副委員長は、教育委員会学校教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、消費者行政に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）
会計管理者
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

企画部政策推進課長
総務部文書法制課長
総務部財政課長
市民生活部環境課長
福祉部社会福祉課長
福祉部地域福祉課長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢介護課長
こども・健康部主幹（新制度推進担当課長）
都市建設部建設総務課長
都市建設部防災安全課長
都市建設部都市計画課長
上下水道部水道管理課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

5. 芦屋市消費者教育推進計画策定経過

実施日	会議	内容
平成 27 年 11 月 13 日	第 1 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育推進体制について ● 消費者教育推進計画策定プロセスについて
平成 27 年 12 月 22 日	第 1 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育推進計画について ● 消費生活に関する意識調査表（案）について
平成 28 年 1 月 12 日	第 2 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 「消費生活に関する意識調査」調査票（案）について ● 芦屋市消費者教育推進計画策定委員会設置要綱（案）について
平成 28 年 4 月 20 日	第 1 回芦屋市消費者教育推進計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育計画とは ● 消費生活に関する意識調査結果について
平成 28 年 4 月 28 日	第 2 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活に関する意識調査結果について ● 消費者教育推進計画実施項目（具体的な事業展開）の募集について
平成 28 年 7 月 6 日	第 2 回芦屋市消費者教育推進計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育推進計画素案策定について
平成 28 年 7 月 21 日	第 3 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育推進計画素案策定について
平成 28 年 7 月 25 日	第 3 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育推進計画素案策定について
平成 28 年 8 月 30 日	第 4 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育推進計画素案策定について ● 消費者教育推進計画に係る市民意見募集の実施について
平成 28 年 11 月 10 日	第 3 回芦屋市消費者教育推進計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育推進計画に係る市民意見募集の結果について ● 消費者教育推進計画策定について
平成 28 年 11 月 21 日	第 5 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育推進計画に係る市民意見募集の結果について ● 消費者教育推進計画策定について

6. 用語解説

芦屋市消費者教育推進計画の本文中で「*」印をつけている用語の解説です。(50音順)

【あ】

用語	説明
芦屋市消費者協会	芦屋市の消費者団体で、昭和48年から消費生活に関する様々な活動などを行っている。
SNS（エスエヌエス）	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上でコミュニティを作り、人と人とのつながりを促進・支援するサービスのこと。Facebook（フェイスブック）のような会員制のコミュニティや、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）のように、メッセージの発信をきっかけにコミュニケーションを行うなど、様々なサービスがある。
オレオレ詐欺	「オレだよ、オレ」と子供や孫のふりをして高齢者などに電話し、「急にお金が必要になった」などの口実で、金銭をだまし取ろうとする詐欺の手口。警視庁は、詐欺手口の総称として「振り込め詐欺」の名称を用いている。

【か】

用語	説明
架空請求	インターネットや郵便などを利用して、不特定多数の者に対し、未払い料金があるなど、身に覚えのない料金を請求すること。振り込め詐欺の一種の手口として使われ、現金を預金口座に振り込むよう要求されたり、裁判所の支払督促などを装って請求されたりする。
カネミ油症	1968年、西日本を中心に、カネミ倉庫株式会社が製造したライスオイルを摂取した人々に、吹出物や色素沈着、全身倦怠感などの症状が発生した食中毒事件。油の製造過程でダイオキシン類が混入したことが原因。
グリーン購入	環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入すること。
国際消費者機構（CI）	Consumer International（略称CI）。1960年に設立された消費者団体の国際的組織で、消費者問題を解決するために必要な国際協力を目的とし、消費者の利益のために様々な活動を行っている。イギリスのロンドンに本部がある。
国民生活センター	国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たす独立行政法人。消費生活に関わる問題の調査研究、苦情処理、商品テストなどを行う。

【さ】

用語	説明
サイバー犯罪	コンピュータやそのネットワークを悪用した犯罪のこと。他人のID・パスワードを盗用して、オンラインゲームやコミュニティサイトなどに接続したり、ホームページのデータを無断で書き換える、インターネットオークションに虚偽の出品を行い、販売代金をだまし取る、他人のパソコンデータを破壊するため、コンピュータ・ウイルス

	スを作って保存したりする。
消費者団体	消費者の権利・利益の擁護・維持のため、消費生活に関する情報収集・提供、啓発、被害の防止・救済のための活動などに努める、消費者によって自主的に組織される団体。
消費者ホットライン（188番）	最寄りの消費生活センターにつながる全国統一の電話番号。土曜日、日曜日、祝日など最寄りの相談窓口が開所していない場合には、国民生活センターへつながる。
消費者力	消費者が消費生活に関する正しい知識を持ち、自ら商品を選んだり、トラブルに対応したり、消費者市民社会において、自らの消費活動が世の中に影響を与えることを自覚し、適切な選択をする力。
消費生活サポーター	地域における安全で安心な消費生活を実現するため、消費生活に関する情報を地域や身近な人に伝えたり、地域の情報やニーズを消費生活センターに情報提供したり、地域において啓発の担い手として活動するボランティア。
消費生活センター	事業者に対する消費者の苦情相談や各種啓発活動などを行う行政機関。消費者安全法により、市町村は設置するよう努めなければならないとされている。名称は、自治体により「消費者センター」「生活科学センター」など様々。
3R（スリーアール）活動	リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再資源化する）の頭文字を取って3Rといい、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための取組。

【た】

用語	説明
豊田商事事件	純金の商品取引を装い、実際には純金のかわりに「純金ファミリー契約証券」という紙きれを渡すという、いわゆる「現物まがい商法」で、高齢者を中心に数万人が被害に遭い、被害総額は2,000億円ともいわれる事件。この事件をきっかけに、消費者の利益保護を目的とした法整備が行われた。

【な】

用語	説明
ニセ牛缶事件	1960年、缶詰にハエが入っているという通報により保健所が検査したことがきっかけで、牛肉大和煮やコンビーフと表示された缶詰に、牛肉だけでなく馬肉や鯨肉が使われていたほか、牛肉を100%使用したものは1割しかなかったことが判明した事件。この事件を契機に、消費者が商品を選択するために価格・内容等表示の適正さが求められ、景品表示法が制定された。

【は】

用語	説明
PIO-NET（パイオネット）	全国消費生活情報ネットワークシステムのことで、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム。芦屋市の消費生活センターに寄せられた相談は、全て PIO-NET を使って管理している。
不当請求	事前に合意した契約内容とは異なる内容の請求を一方的にすること。無料をうたった動画サイトを見ていたら急にサービス利用料を請求されたり、契約時に合意した料金とは異なる法外な料金が請求されたりする。

【ま】

用語	説明
森永ヒ素ミルク事件	1955年、西日本一帯で、森永乳業徳島工場製造の粉ミルクを飲用した乳幼児が、衰弱死や肝臓肥大を起こしたヒ素中毒事件（約130名が死亡、12,000人が発症）。原因は、粉ミルク製造工程で、乳質安定剤として食品添加用の第二リン酸ソーダを添加するところが、誤って工業用のヒ素が含まれた第二リン酸ソーダを検査なしに使用したため、ヒ素が混入した。

【ゆ】

用語	説明
夕食宅配サービス	生活協同組合コープこうべが実施する夕食の宅配サービス。高齢者の利用が多いことから、西宮市・芦屋市と協働として、高齢者向けの消費生活トラブル啓発チラシを宅配に同封している。

【ら】

用語	説明
リユースフェスタ	粗大ごみとして芦屋市環境処理センターに運ばれた自転車や家具類を再生品として有効利用するため、修理・展示し、希望者に無料または有料で譲る催し。

【表1】 ライフステージに応じた消費者教育の体系 -事業主体別-

ライフステージ	就学前	小学生	中学生	高校生	大学生	成人	高齢者
					成人(若年)		
視点	様々な体験の蓄積	消費者としての素地形成	消費者の権利と責任	生涯設計と社会的責任	生活の自立 消費生活の価値観確立	消費者市民社会構築に 共同して取り組む	経験の還元
事業主体							
家庭	家庭内での教育・コミュニケーション						
事業者 (生活協同組合/シルバー 人材センター/ハートフル福 祉公社/商工会など)					事業者としての消費生活に関する知識研修		
					就職時社会人研修		
利用者に対する見守り・声掛け							
消費生活サポーター 消費者団体	広報・啓発(イベント開催・講座開催)						
	利用者に対する見守り・声掛け・相談への紹介						
	広報・啓発(リサイクル講座・食の安全講座・消費生活ミニ講座)						
地域の各団体 (民生児童委員/自治会 /防犯協会など)	地域の見守り・声掛け・相談への紹介						
	広報・啓発(地域での勉強会・イベント共催)						
地域の各団体(子ども) (青少年愛護協会/子ど も会など)	支援・配慮を必要とする市民のための仕組みづくりと運用						
	見守り・声掛け・相談への紹介						
学校支援	イベント・講座						
学校教育	授業		授業		授業	入学時オリエンテーション	社会教育講座
市	資料提供・支援		資料提供・支援		資料提供・支援		
	支援・配慮を必要とする市民のための仕組みづくりと運用						
	広報・啓発(庁内連携による各種イベントの共催・出前講座など)						
人材育成の仕組みづくり・講座							
県・警察	支援・対応協力・情報提供・情報交換						

【表2】 ライフステージに応じた消費者教育の体系 -具体的な取組-

目標	重点領域	基本施策	ライフステージ	就学前	小学生	中学生	高校生	大学生	成人	高齢者		
				視点	様々な体験の蓄積	消費者としての素地形成	消費者の権利と責任	生涯設計と社会的責任	生活の自立 消費生活の価値観確立	消費者市民社会構築 に共同して取り組む	経験の還元	
自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する	「消費者市民社会」「安全」「生活管理と契約」「情報」	消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進	推進の方向性	消費生活出前講座対象者拡大・各種イベントでの啓発・民間事業者によるイベント実施支援							消費生活サポーター登録制度の構築及び継続支援	
			消費生活センター機能の強化	消費生活センター図書貸出し啓発								
			庁内連携の強化	3R活動などの省資源の取組と、グリーン購入を進める啓発活動（検討）								
				リユースファスタ・リサイクルパンフレット発行によるリサイクルの推進								
				食育講座の開催・食育パンフレット発行による啓発							市民課窓口番号案内システムでの消費生活情報の放映（試行）	
				交通安全に関する講座の開催								
			子どもの消費者教育の推進	子ども	商店街の体験	トライやるウィーク					子育て家庭：子育て関連イベントでの啓発	
				学校教育	市内文化施設利用促進						子育て家庭への消費生活トラブル情報の提供	
					青少年愛護センターと最新情報交換（子どもトラブル防止）						子育て家庭への消費生活トラブル情報の提供	
			高等学校 大学	消費生活情報の提供		専門家による消費者教育学習の実施		子どもの消費者トラブル事例を乗せたリーフレットなどの配布		成人年齢前後に必要な知識の講座開催		
			障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現	高校生、大学生と協働による子ども向けや高齢者向けの消費者教育講座プログラムの構築								
				特別支援学校での消費者教育								
			高齢者への消費者教育の推進	障がいのある人向けの消費者トラブルリーフレットの作成・活用（視覚障がいのある人も活用できるよう点字・音声コードに対応）								
				施設の職員や相談員などと情報交換・共有（トラブル防止）								
			民間事業者との協働事業による消費者教育の実現	地域見守りの実現に向けた市内事業者への定期的な講座開催、情報交換、情報提供							高齢者にとって身近な施設への消費生活情報の提供 老人クラブ連合会への最新情報提供	
消費生活行政との接点が少ない就労者などに対する、身近な機関からの情報提供や啓発の充実	子育て関連イベントでの啓発		各種イベントでの啓発			子育て関連イベントでの啓発		福祉関連イベントでの啓発				
	マンションの掲示板などを利用した啓発・身近な機関である自治会などへの消費者トラブル情報提供											
専門相談支援機関との連携	外国語での消費生活トラブル事例などの紹介											
地域の各団体との連携及び協働事業の展開	権利擁護支援者を対象とした勉強会開催							高齢者生活支援センターへ最新情報を提供する。				
消費者団体強化支援	民生児童委員への最新情報提供							消費生活トラブルの研修や、講演会の開催、情報提供				
消費生活サポーター制度の設立	団体やサービス事業者との情報交換・情報提供											
	消費生活サポーターの育成											
消費生活サポーターによる消費者教育												

推進

消費者教育推進地域協議会（仮称）の設置

状況確認

芦屋市消費者教育推進計画

平成29年1月発行

発行 芦屋市市民生活部経済課

〒659-0065 兵庫県芦屋市公光町5番10号

電話：0797-38-2179

